平成２３年（フ）第６５９号
千葉市中央区松ケ丘町33番地１
破産者　山中　建治
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８号
神奈川県横須賀市長井５丁目３番21号
破産者　株式会社穐人物産
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１８４号
相模原市緑区城山１丁目25番20号
破産者　有限会社スリーライン
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２１８号
新潟県胎内市本郷693番地
破産者　有限会社山尾運輸
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７２８号
岐阜市東中島２丁目14番地１
破産者　有限会社ジェイコーポレーション
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１１号
岐阜市北一色５丁目13番14号、開始決定時の住所岐阜市大黒町１丁目５番地
破産者　吉野　弘子
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　601号棟601号室、申立時の住所岐阜県多治見市脇之島町７丁目61番地の15
破産者　桒本　憲章
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６３号
岐阜県瑞浪市山田町1180番地の４
破産者　株式会社オンリー・ワン
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６４号
岐阜県瑞浪市山田町1054番地
破産者　渡邉　良昌
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６７号
岐阜県多治見市笠原町803番地
破産者　加藤　政秋
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６５７号
京都市下京区堺町通四条下ル小石町120番地
破産者　株式会社キョートディナー
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４１号
大阪市中央区西心斎橋１丁目９番７号　大丸駐車場ビル１階、商業登記簿上の本店所在地大阪市東淀川区東淡路２丁目７番17号
破産者　有限会社パラシュート
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９７号
岡山市北区大井2347番地１
破産者　有限会社フラワークラフトあしもり
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９８号
岡山県倉敷市上東1069番地１
破産者　柴田　徹也
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７３号
高知県南国市大埇乙475番地１
破産者　有限会社植野組
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８９号
大分市大字小池原1113番地の１
破産者　株式会社モリスコーポレーション
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３２１３号
札幌市中央区南３条西27丁目３番１号　１階、開始決定時の住所札幌市中央区南４条西27丁目１番22―502号
破産者　安川　欣典
１　決定年月日　平成23年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５号
北海道余市郡余市町栄町25番地32、前住所北海道余市郡余市町大川町５丁目71番地
破産者　鳥山　祐治
１　決定年月日　平成23年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０２号
北海道苫小牧市東開町１丁目８番16号　太陽館201
破産者　塩澤　　勲（旧姓皆見）
１　決定年月日　平成23年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第９号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前152番地８
破産者　遠藤　　章
１　決定年月日　平成23年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部